

該当箇所	意見
<p>P. 29</p> <p>5 通信料金と端末代金の完全分離</p> <p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>②禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」</p> <p>脚注 22</p>	<p>モバイル市場における競争促進のためには、事業者間乗換えの円滑化は重要であり、特に MVNO や楽天モバイル殿などの新規参入事業者への乗換え検討時に通信の質に不安を感じる利用者が一定数存在することを踏まえると「お試し」として利用しやすい環境を整備することは利用者利便の向上に資するものと考えます。</p> <p>他方、「お試し」による通信料金割引については、市場競争へ影響を及ぼす可能性もあることから慎重に検討することが求められ、仮に規律を見直す場合であっても必要十分な最低限の範囲に止めることが公正な競争環境の確保の観点から重要と考えます。</p> <p>この点、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「「お試し」に係る通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指摘されている」と示された通り、競争への影響が懸念される可能性を踏まえて、「指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにしなければならない」とされたものと認識しております。</p> <p>この趣旨を踏まえ、規律遵守を促す観点から、実施期間の必要性の説明が求められることについては、事業者に求められる望ましい行為として、本ガイドラインにおいても脚注などに示されることが望ましいと考えます。</p> <p>また、総務省殿においては、指定事業者からの合理性に関する説明内容について、必要十分な最低限の期間・範囲となっているか等、慎重にご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において「「お試し」に係る通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指摘されていることから、恒久的な措置とはせず、(中略)、柔軟に見直しの検討を行うことが適当」と示された通り、恒久的な措置ではないと認識しております。</p> <p>この点、ミリ波対応端末の割引上限の特例では、終了のタイミングが取り決められ、本ガイドラインにおいても「当分の間」という形で恒久的な措置でなく時限的な措置であることが示されていることも踏まえ、本見直しについても同様に恒久的な措置でないことを示されることが望ましいと考えます。</p>

	<p>また、今回の通信料金割引に関する見直しは大手 MNO も対象となること、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすことも想定されることから、モバイルスタックテストにおいても従来の検証内容に加え、至近の競争状況（例えば、直近 6 ヶ月間の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を確認する等、これまで以上に、モバイル市場の競争状況を注視いただき、必要に応じて、早急に検討・見直しいただくよう要望いたします。</p>
<p>P. 31 5 通信料金と端末代金の完全分離 （3）端末代金の値引き等の利益の提供 ②禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」 脚注 29</p>	<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとはいえない状況であり、事業法第 27 条の 3 が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる」との考えが示されたことを踏まえると「通信料金と端末代金の完全分離」はモバイル市場の適正化にとって引き続き基本となる考え方であると認識しております。</p> <p>なお、ミリ波対応端末の普及促進は重要であると考え一方、端末の割引上限額を拡大することはモバイル市場の競争、とりわけ事業構造上、値引き原資の少ない MVNO にとってはミリ波対応端末においても大幅な端末値引きを恒常的に実施することは困難であり、その結果、MNO-MVNO 間の競争力の差が更に拡大するなど、市場競争に大きく影響を与える可能性があることが懸念されます。</p> <p>この点、総務省殿においては、MNO と MVNO の間の競争状況等に注視いただくとともに、課題が生じた場合は早期の検証・見直しを実施いただくことを要望いたします。</p> <p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に示された通り、インフラ整備、機器・端末、ユースケースがそれぞれ「鶏と卵」の関係にあるものと理解するところ、ミリ波対応端末の低廉化による普及促進だけではなく、ミリ波を活用したユースケースの創出やインフラ整備と合わせて促進することが重要であると考えます。</p> <p>この点、今般改正がおこなわれる端末の割引上限規制の見直しに留まらず、ユースケース創出やインフラ整備促進のための補助金や端末メーカー等の投資促進のための税制措置などを並行して検討・実施するなどの取り組みを通じて、国民にとって公平性が確保され、かつ通信事業者間の公正な競争を阻害しないように留意することが肝要と考えます。</p>

	<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミングについては「通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合」、緩和額や実施期間については、「政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」という考えが示されたと認識しております。</p> <p>この点、MVNO も含めた競争環境への影響を定期的に検証し、ミリ波対応端末の普及率 50%という基準の見直しも含めて、実施期間の妥当性などについて検討した上で、最小限の範囲・期間となるように適宜見直すことが重要と考えます。</p>
<p>P. 47</p> <p>5 通信料金と端末代金の完全分離</p> <p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>⑥「端末の購入等をする事」又は「新規契約」を条件とする利益の提供の上限の例外</p>	<p>不良在庫については「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において「本来、不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要」、「不良在庫端末特例はその名のとおりあくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものである」という考え方が示された通り、不良在庫端末特例はあくまでも例外的に処分できるものである点を踏まえれば、各事業者は本特例の適用を前提とせずに適正な調達に努めることが求められると考えます。</p> <p>なお、最終調達日から 36 ヶ月後など一定期間が経過した場合であっても、特に端末市場シェアの高い機種（Apple 社の iPhone シリーズなど）については、一定の市場価値を有している場合も想定され、初期調達時の大量調達などの本特例の趣旨に反した潜脱行為に繋がる懸念されます。</p> <p>この点、潜脱行為とみなされ得る行為（初期調達量が他の端末に比して著しく多く、不良在庫特例を適用する端末数が多い等）を脚注などにより補足的に示していただくことが、潜脱行為防止の観点から望ましいと考えます。</p> <p>総務省殿においては、引き続き、端末販売状況を含めた市場競争の状況を注視いただき、仮に市場価値を下回る価格となる割引や潜脱的な行為、その他競争影響が大きい事象等が確認された場合には、早急に規律見直し等に向け検討いただくことを要望いたします。</p>

<p>P. 81 別紙 2 将来時点で しか金額が確定しな い利益の提供に係る 利益の提供額の確定 の手続き</p>	<p>2023 年 12 月の規律見直しの直後から、一部 MNO により新たな 端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売が開 始される等、現状においても端末代金の値引き等の誘引に頼っ た競争が根絶されていない状況と認識しております。</p> <p>特に一部の MNO では、買取予想価格が他キャリアより高いもの となり、予想価格が高いがゆえに一月 1 円支払い・合計 24 円支 払い等の端末購入プログラムが提供されるなど、過度な端末値引 きが生じていた可能性もあると考えております。</p> <p>この点、本改正案にて、中古端末事業者の買取価格を参考とし て、統一的に定められた買取等予想価格の算出方法が示されたこ とは、端末買取価格の恣意性の排除に寄与し、端末値引きの適正 化に資すると考えるため本改正案の考え方に賛同いたします。</p> <p>また、端末のグループ化は、原則、各社の判断によるものとし ることが適当とされ、また端末の販売当初の価格も各社が設定す るものであるところ、過度な端末値引きを可能とする潜脱的なグ ループ化や販売当初の価格設定がなされることのないよう、総務 省殿においては、引き続き注視をいただくとともに、必要に応じ て、見直しの検討を進めていただきますようお願いいたします。</p>
--	--

以 上